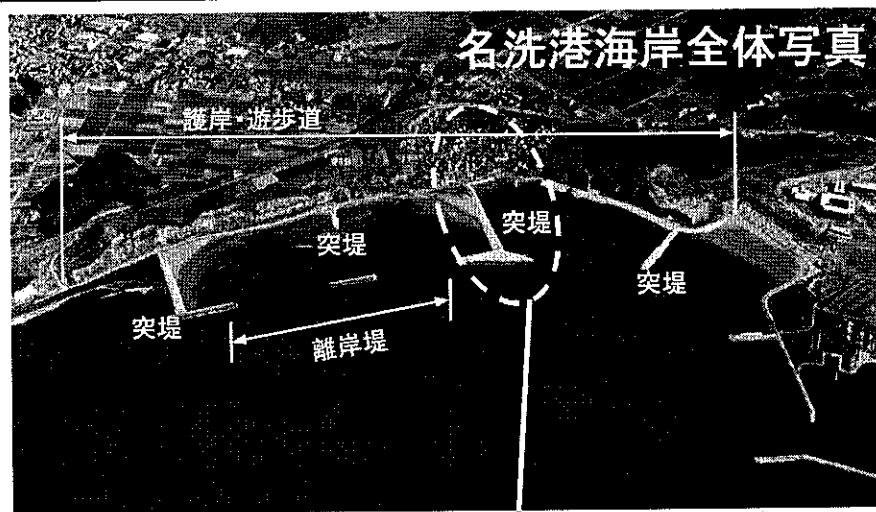
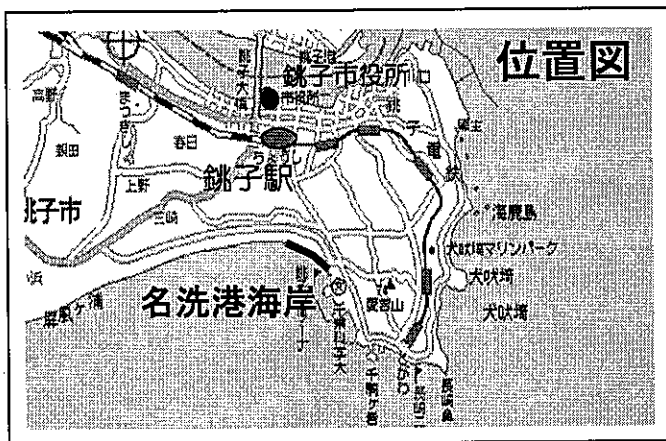


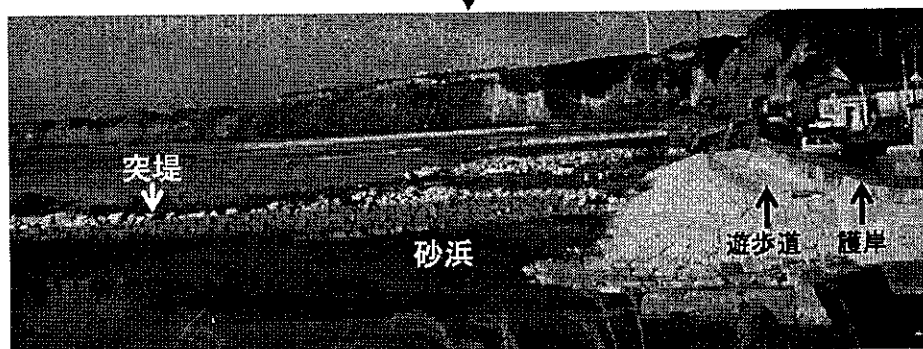
海岸の防護機能を果たしつつ安全で快適な海浜利用を増進(千葉県名洗港海岸)

- ・波浪等によって、景勝地として有名な屏風ヶ浦に至る美しい海岸において侵食が進み、背後の集落に波しぶきによる被害が発生。
- ・このため、護岸、突堤を整備し海岸侵食から背後地を防護するとともに、遊歩道を整備し海浜利用の増進を図る。

(事業主体 千葉県、事業期間 平成3年度～24年度、総事業費約35億円)



集落の前面において越波が発生(平成元年)



突堤を整備したことにより侵食が抑制され、越波が軽減(平成20年12月)

施策・事業シート (概要説明書)									
担当府省名		国土交通省			予算事業名		海岸環境整備事業 (河川)		
担当局庁名		河川局			上位施策事業名		海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止の推進		作成責任者
担当課・室名		海岸室			事業開始年度		昭和48年度		河川局海岸室長
根拠法令 (具体的な条文 (○条○項など) も記載)		海岸法第1条 地方財政法			関係する通知、計画等		海岸環境整備事業実施要綱		
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施							
		<input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:)							
		<input checked="" type="checkbox"/> 補助金 [直接] (補助先: 都道府県 実施主体: 都道府県)							
		<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()							
支出先が独法、公益法人等の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/	
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員報酬総額		
	積立金等の額		内訳		今後の活用計画				
事業/制度概要	目的 (何のために)	国土の保全とあわせて海岸環境を整備し、安全で快適な海浜利用の増進に資する。							
	対象 (誰/何を対象に)	都道府県が管理する海岸							
	事業/制度内容 (手段、手法など)	国土の保全 (海岸線の侵食防止) と合わせ、海岸管理者が近隣市町村や地元住民・NPO等と協働して行う海岸利用活性化計画の策定及び同計画に基づく海岸保全施設や海岸利用者向けの附帯施設の整備等							
コスト	平成22年度概算要求額		人件費						
	事業費	226 (226)	百万円	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)		従事職員数		
	人件費	1 (1)	百万円	担当正職員	900	千円	1人未満	人	
	総計	227 (227)	百万円	臨時職員他		千円		人	
これまでの同様の予算項目の予算額等 (財源内訳/単位百万円)	年度	総額		地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	408		-					
	H19(決算上の不用額)	0		-					
	H20(決算見込額)	317		-					
	H21(当初予算)	286	(286)	-					
	H21(補正予算)	37	(37)	-					
H22概算要求	226	(226)	-						
平成22年度予算内訳 (補助金の場合には負担割合等も)		(項) 海岸環境整備事業費 (目) 海岸環境整備事業費補助 408,000千円 (136,000千円) 補助率1/3 (項) 離島振興事業費 (目) 海岸事業費補助 270,000千円 (90,000千円) 補助率1/3							

- ※1 平成22年度概算要求額には、事業費、人件費の他に事務費がある。
- ※2 従事職員数は、所管する補助事業に従事する職員数に、所管補助事業全体事業費に対する海岸環境整備事業費補助の割合を掛けて求める職員数を記載している。
- ※3 コスト欄は予算額ベース (直轄事業は事業費、補助事業は国費) である。
- ※4 これまでの同様の予算項目の予算額等は特別会計国費および一般会計国費ベースである。
- ※5 コスト欄、これまで同様の予算項目の予算額等欄及び平成22年度予算内訳欄における () 書は一般会計国費である。
- ※6 「支出先が独法、公益法人等の場合」の欄については、平成22年度予算の支出先が特定されていないため、記載していない。

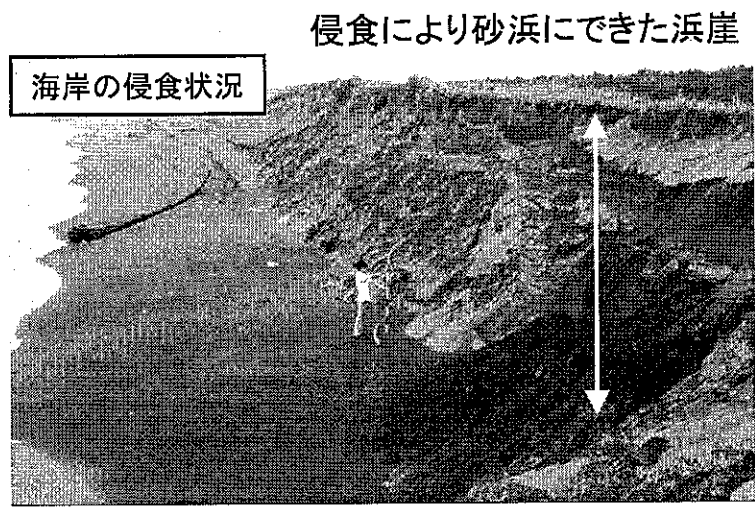
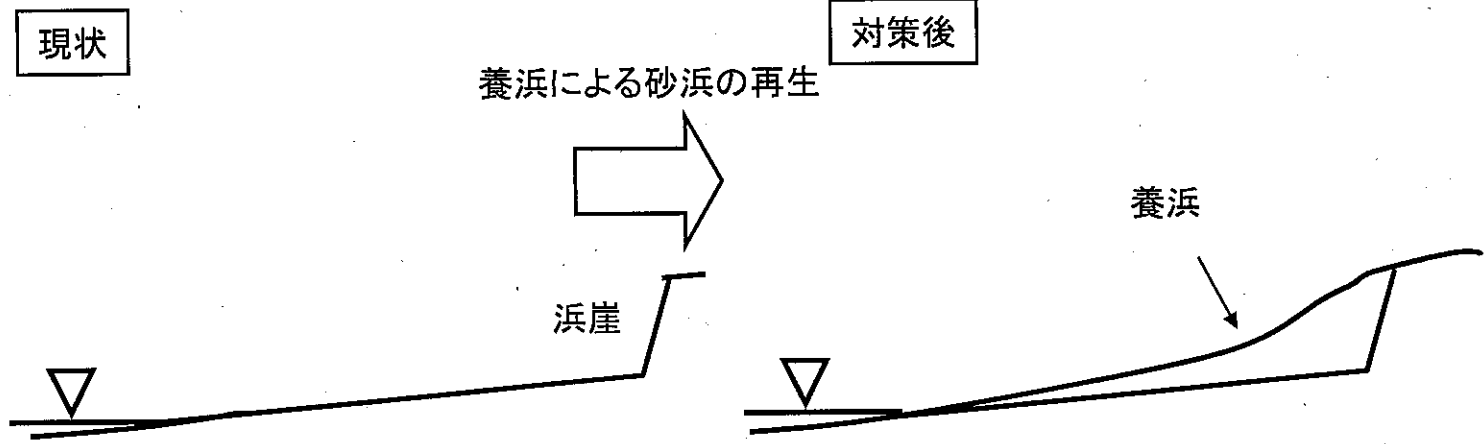
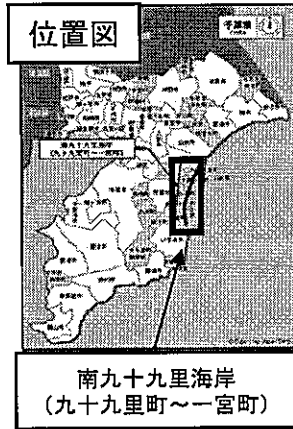
事業番号1-3-(4)

施策・事業シート (概要説明書)					
担当府省名	国土交通省	予算事業名	海岸環境整備事業 (河川)		
担当局庁名	河川局	上位施策事業名	海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止の推進	作成責任者	
担当課・室名	海岸室	事業開始年度	昭和48年度	河川局海岸室長	
事業/制度の必要性	海岸の防護、環境、利用の調和を図り、総合的に海岸の保全を推進するため、国土を保全する海岸保全施設とそれに附帯し海岸利用の特性に応じた附帯施設の整備について、海岸管理者や多様な関係者の協働により作られた計画等を踏まえ、国が海岸管理者に対し一定の範囲内で補助する必要がある。				
他省庁、自治体等における類似事業	海岸管理者である都道府県が単独で実施している事業については把握していない。				
他省庁、自治体、民間等との連携・役割分担	農林水産省(農村振興局、水産庁)、国土交通省(河川局、港湾局)により分担して施設を整備(海岸法40条)。事業の計画、整備、管理に当たり、海岸管理者、地元市町村、NPO、民間など多様な関係者が協働し、適切な役割分担のもと、十分な連携を図りながら実施している。				
活動実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	実施箇所数	箇所	20	18	16
予算執行率	※地元調整等、計画に関する諸条件の変更により繰越が発生したため、100%になっていない。	%	92.0 (100)	91.6 (100)	94.5 (100)
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な成果)	○海浜の整備や侵食対策などにより良好な砂浜の保全創出の促進を図り、もって安全で快適な海浜利用の増進に資する。 ・水辺の再生の割合 平成24年度目標 約4割				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	水辺の再生の割合 <small>※河川省庁全体の指標であり、河川事業との合同指標である。</small>	%	約15	約18	約23
事業/制度の自己評価 (今後の事業/制度の方向性、課題等)	○海浜の整備や侵食対策などにより良好な砂浜の保全創出が促進された。 (那智勝浦海岸(海岸環境整備事業H19完)や鐘崎海岸(海岸環境整備事業H20完)等により、あわせて約900mの砂浜が回復) (鐘崎海岸(海岸環境整備事業H20完)では、海水浴客が1万人(H14)から2.4万人(H20)に増加)				
比較参考値 (諸外国での類似事業の例など)	-				
特記事項 (事業/制度の沿革、予算の削減に向けた取組み等)	○平成22年度概算要求では、前年度比約21%減(人件費・事務費を除く事業費ベース)の要求としている。(国土の保全に資する事業に重点化) ○養浜材に他事業での発生土砂を利用(南九十九里海岸等)するなど、コスト縮減に取り組んでいる。				

※1 予算執行率欄の下段()書は、(支出済額+翌年度繰越額) / 歳出予算現額にて算出した執行率である。

地域住民等と協力し、海岸環境整備を推進 (千葉県南九十九里海岸での事例 (平成20年度新規採択))

- ・高波浪により砂浜が流失し、海水浴場の閉鎖など海岸の利用を阻害。
- ・このため、住民等の意見を踏まえ、「南九十九里海岸利用活性化計画」を策定し、緊急的に養浜等を実施する。



2007.7撮影



施策・事業シート(概要説明書)												
担当府省名		農林水産省		予算事業名		海岸環境整備事業						
担当局庁名		農村振興局、水産庁		上位施策事業名		農地、農業用水等の整備・保全 水産業の健全な発展		作成責任者				
担当課・室名		農村振興局防災課 水産庁防災漁村課		事業開始年度		昭和49年度		防災課長 黒田 憲司 防災漁村課長 本田 直久				
根拠法令(具体的な条文 (○条○項など)も記載)				関係する通知、計画等		社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日閣議決定)						
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施										
		<input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:)										
		■補助金[<input checked="" type="checkbox"/> 直接・ <input type="checkbox"/> 間接](補助先: 実施主体: 都道府県、市町村)										
		<input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()										
支出先が教 法、公益法 人等の場合 (人、百万円)	役員総数 (官庁OB/役員数)		/	常勤役員数		/	非常勤役員数		/	監事等		/
	職員総数			内、官庁OB			役員報酬総額			官庁OB役員 報酬総額		
	積立金等の額			内訳			今後の 活用計画					
	(うち国費)			(うち国費)								
事業/ 制度概要	目的 (何のために)		国土保全との調和を図りつつ、海岸環境を整備し、もって快適な海浜利用を増進すること等を目的とする。									
	対象 (誰/何を対象に)		地方公共団体が行う離岸堤、突堤等の整備に要する経費の補助									
	事業/制度内容 (手段、手法など)		離岸堤、突堤、護岸、堤防、砂浜、植栽、飛砂防止施設、安全情報伝達施設、照明、駐車場、遊歩道、休憩施設、更衣室・シャワー、その他所期の目的を達成するための必要最小限の施設の新設及び改良									
コスト	平成22年度概算要求額			人件費								
	事業費		508 百万円	職員構成		概算人件費 (平均給与×従事 職員数)		従事職員数				
	人件費		- 百万円	担当正職員		- 千円	-	人				
	総計		508 百万円	臨時職員他		- 千円	-	人				
これまでの同様の予算項目の 予算額等 (財源内訳/ 単位百万円)			年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額							
			H19(決算額)	1,486								
			H19(決算上の不用額)	149								
			H20(決算見込額)	954								
			H21(当初予算)	836							1,670	
			H21(補正予算)	94							188	
			うち返納額	-							-	
H22概算要求	508	1,014										
平成22年度 予算内訳(補助金の場合 は負担割合等も)			国庫補助率 1/3									

施策・事業シート(概要説明書)

担当府省名	農林水産省	予算事業名	海岸環境整備事業		
担当局庁名	農村振興局、水産庁	上位施策事業名	農地、農業用水等の整備・保全 水産業の健全な発展	作成責任者	
担当課・室名	農村振興局防災課 水産庁防災漁村課	事業開始年度	昭和49年度		防災課長 黒田 憲司 防災漁村課長 本田 直久
事業/制度の 必要性	<p>海岸法の目的では、高潮、津波、波浪その他海水または地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することとされている。</p> <p>この目的の達成のためには、高潮、津波、波浪等から海岸を防護しつつ、生物の生息、生育地の確保、景観への配慮や海浜の適正な利用を増進することを目的とする事業制度が必要である。</p> <p>なお、本事業によって整備する施設には、海岸堤防を利用した遊歩道や飛砂防止機能をもつ海岸堤防部の植栽など、海岸保全と利用促進双方の機能をもつものも多い。</p>				
他省庁、自治体等における類似事業	-				
他省庁、自治体、民間等との連携・役割分担	農林水産省（農村振興局、水産庁）、国土交通省（河川局、港湾局）により分担して施設を整備（海岸法40条）				
活動実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	実施地区数	地区	47	34	27
	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
予算執行率		%	80.8%	79.5%	79.8%
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な成果)	<p>【指標：侵食海岸において、現状の汀線防護が完了していない割合】 侵食対策が必要な延長のうち、海岸保全施設の整備が完了していない延長の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状の成果 平成20年度の実績値は約18%であり、目標達成に向けて着実な進捗を示している。（目標：平成24年度時点で約17%） 今後の方向性 今後も重点的、効率的な海岸保全施設の整備に努める。 <p>【指標：水辺の再生の割合】 過去の開発等により人工的な構造物で覆われた水辺や海岸侵食によって失われた砂浜のうち復元、再生する割合</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状の成果 平成20年度の実績値は約23%であり、目標達成に向けて着実な進捗を示している。（目標：平成24年度時点で約4割） 今後の方向性 今後も重点的、効率的な砂浜の創出に努める。 <p>※海岸省庁全体の指標であり、さらに水辺の再生については河川事業との合同指標</p>				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	侵食海岸において、現状の汀線防護が完了していない割合（目標：平成24年度時点で約17%）	%	約20	約20	約18
	水辺の再生の割合（目標：平成24年度時点で約4割）	%	約15	約18	約23
事業/制度の自己評価 (今後の事業/制度の方向性、課題等)	国土保全との調和を図りつつ、海岸環境を整備し、もって快適な海浜利用を増進すること等を目的としていることから、重点化を図り、投資効果を早期に発現させる。				
比較参考値 (諸外国での類似事業の例など)	-				
特記事項 (事業/制度の沿革、予算の削減に向けた取組み等)	<p>昭和49年度 制度創設</p> <p>昭和55年度 採択基準の引き上げ (4,000万円以上)</p> <p>平成8年度 同上 (8,000万円以上)</p> <p>平成16年度 同上 (8,500万円以上)</p> <p>平成17年度 同上 (9,000万円以上)</p> <p>平成18年度 同上 (1億円以上)</p> <p>平成20年度 海辺利用の促進のための制度拡充</p>				

施策・事業シート (概要説明書)				
担当府省名	国土交通省	予算事業名	総合水系環境整備事業・統合河川環境整備事業	
担当局元名	河川局	上位施策事業名	良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道事業の確保を推進する。	作成責任者
担当課・室名	河川環境課流域治水室	事業開始年度	平成17年度	河川局河川環境課長
実施法令等	河川法(1条、9条など) 地方財政法	関係する通知、計画等	・総合水系環境整備事業実施要領 ・統合河川環境整備事業実施要領	
実施方法	■直接実施			
	■業務委託等(委託先等: 民間企業、公益法人等)			
	■補助金〔直接・間接〕(補助先: 都道府県・市町村 実施主体: 都道府県・市町村)			
	□貸付(貸付先:) □その他()			
支出先が独法、公益法人等の場合	役員総数(百行08/役員数)	/	/	/
	職員総数	〇	〇	〇
積立金等の額		内訳	今後の活用計画	
事業/制度概要	目的(何のため)	○汚濁の著しい河川の水質改善、魚類の遡上・降下環境の改善、自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、河川環境教育の場や地域と連携したまちづくり等と一体となった水辺整備の推進を図り、良好な河川の環境を保全・復元並びに創出することを目的とする。		
	対象(誰/何を対象)	○総合水系環境整備事業については、一級河川の直轄管理区間 ○統合河川環境整備事業については、一級河川及び二級河川の都道府県管理区間		
	事業/制度内容(手段、手法など)	○地域の創意を活かしつつ、以下の3分類の取組みを実施。 ・水環境整備 水環境悪化の著しい河川等における浚渫、浄化施設整備、水環境悪化の著しい河川への導水を実施。 ・自然再生 魚類の遡上・降下が困難な区域における魚道等の整備、及び自然環境の保全・復元を必要とする区域についての河道整備、湿地再生等を実施。 ・地域連携 河川環境教育の場として、また地域のまちづくりと連携して利用される空間としての河川及び河川管理施設の整備を実施。		
コスト	平成22年度概算要求額		人件費	
	事業費	15,209 (8,174) 百万円	職員構成	概算人件費(平均給与×従事職員数)
	人件費	665 (500) 百万円	担当正職員	665,300 千円
合計	15,874 (8,674) 百万円	臨時職員他	千円	従事職員数
これまでの同様の予算項目の予算額等(財源内訳/単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額	
	H19(決算額)	15,057	12,698	
	H19(決算上の不用額)	10		
	H20(決算見込額)	13,102	11,070	
	H21(当初予算)	10,329 (10,329)	10,255	
	H21(補正予算)	5,189 (5,189)	4,789	
H22概算要求	8,174 (8,174)	7,035		
平成22年度予算内訳(補助金の場合には負担割合等も)	(項) 都市水環境整備事業費 (目) 総合水環境整備事業費 12,596百万円 (6,315百万円) (目) 統合河川環境整備事業費補助 1,300百万円 (1,300百万円) 補助率1/2、1/3 (項) 北海道都市水環境整備事業費 (目) 総合水環境整備事業費 1,276百万 (522百万円) (目) 統合河川環境整備事業費補助 10百万円 (10百万円) 補助率1/3 (項) 離島都市水環境整備事業費 (目) 統合河川環境整備事業費補助 27百万円 (27百万円) 補助率1/3			

※1 平成22年度概算要求額には、事業費、人件費の他に事務費がある。
 ※2 従事職員数は各地方整備局等の本局、河川事務所等の河川環境関係部署の職員数等を記載している。
 ※3 コスト欄は予算額ベース(直轄事業は事業費、補助事業は国費)である。
 ※4 これまでの同様の予算項目の予算額等は特別会計国費および一般会計国費ベースである。
 ※5 コスト欄、これまで同様の予算項目の予算額等欄及び平成22年度予算内訳欄における()書は一般会計国費である。
 ※6 「支出先が独法、公益法人等の場合」の欄については、平成22年度予算の支出先が特定されていないため、記載していない。

施策・事業シート（概要説明書）

担当府省名	国土交通省	予算事業名	総合水系環境整備事業・統合河川環境整備事業		
担当局庁名	河川局	上位政策事業名	良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、公正な汚水処理の確保、下水道費等の管理を推進する。		
担当課室名	河川環境課流域治水室	事業開始年度	平成17年度	作成責任者 河川局河川環境課課長	
事業の概要	<p>○河川は、水循環系を形成し、地域の風土を構成するとともに、生物の多様な生息・生育の場であるなど、多様な機能を有している。平成9年の河川法改正で法目的に環境が位置づけられ、昨年度には生物多様性や観光圏整備に関する法整備がなされる中、本来河川が有していたこれらの機能を、国全体として適切に保全、復元及び創出していく必要がある。</p> <p>○また、河川環境整備では、治水面・利水面の機能を確保するとともに、水系一貫の連続性を確保しながら実施する必要がある。</p> <p>○なお、河川環境整備にあたっては、希少種の絶滅危機や湿地消失の進行などに対して緊急的な対応を行うとともに、関連する他事業の進捗との整合を図ることが必要である。</p>				
他府省・自治体等との連携	<p>○他府省には類似の事業はない。（許可工作物を対象とした対策を除く）</p> <p>○一級河川の指定区間及び二級河川においては、補助事業の採択要件に満たないもの等について、都道府県が単独で事業を実施している場合もある。</p>				
他府省・自治体、民間等との連携・役割分担	<p>○地方公共団体、関係事業者、地域住民、NPO、他府省等と連携・協力して計画を策定し、これに基づき、事業実施から管理にわたって適切な役割分担のもと、河川管理者として必要な事業を推進。</p> <p>○地域連携については、地域の魅力・創意等を活かした、水辺とまちが一体となった賑わいある空間活用がなされるよう、河川管理者と地方自治体（まちづくり部局）が以下の通り役割分担して実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■河川管理者（国・都道府県等）：河川管理上必要な護岸・管理用通路等の河川管理施設を整備・管理 ■地方自治体（まちづくり部局）：河川の機能を活用して、まちづくりに係る利便施設等を整備・管理（河川占用許可） 				
活動実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	総合水系環境整備事業	水系	81	83	82
	統合河川環境整備事業	自治体	16	19	17
予算執行率	※予算執行率が低いのは、現地状況を確認しながらの実施が必要で、当初見込んでいなかった動植物の保全対応等に時間を要し、繰越しの割合が高くなったこと等による。	%	87.7 (100.00)	85.5 (99.93)	80.1 (99.98)
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な成果)	<p>(現状の成果) 「環境基準達成率」「水辺再生の割合」「自然体験活動拠点数」を成果目標として着実に実施。</p> <p>(今後の方向性) 引き続き関係機関等と連携し、早急に環境の改善・再生・保全が必要とされる箇所に重点化して事業を実施。</p> <p>また、事業だけではなく関連するソフト施策も併せ、地域の創意や工夫を活かして良好な河川等の環境を保全・復元並びに創出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境基準達成率(清流ルネッサンスⅡ*対象河川、直近5年の平均)」平成24年度目標 約7割 ・「水辺の再生の割合」平成24年度目標 約4割 ・「自然体験活動拠点数」平成24年度目標 550箇所 <p>※清流ルネッサンスⅡ：汚濁が著しい河川等において、河川管理者・下水道管理者・地方公共団体等が連携し、計画的に対策を実施する枠組み。</p>				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	環境基準達成率(清流ルネッサンスⅡ対象河川、直近5年の平均) ※() 目標に対する進捗率	%	約54%(77%)	約56%(約80%)	約58%(約83%)
	水辺の再生の割合 ※() 目標に対する進捗率 ※海岸事業等との合同指標	%	約15%(38%)	約18%(45%)	約23%(58%)
	自然体験活動拠点数 ※() 目標に対する進捗率	%	—	428箇所(-)	449箇所(17%)
事業/制度の自己評価 (今後の事業/制度の方向性、課題等)	<p>【水環境整備】 河川の水質改善は約9割が環境基準を達成するまでに至ったが、綾瀬川など清流ルネッサンスⅡ対象河川については依然都市部を中心に汚濁の著しい河川が存在(達成率約6割)。湖沼については改善傾向にはあるが、依然約5割の達成率に留まっている状況。このため、引き続き関係機関等と連携し、早急に水質改善が必要な箇所に重点化して実施。</p> <p>【自然再生】 開発前の河川の良好な自然環境(湿地、干潟、河岸)の復元・再生や、魚の遡上のための魚道等の設置により、コウノトリなどの絶滅危惧種をはじめと多くの生物種が保全されていることから、今後とも地域の良好な自然環境の回復を目指し、箇所を重点化して実施。</p> <p>【地域連携】 地域の魅力や創意等を活かした河畔空間が創出され、多くの利用がなされていることから、今後とも、河川管理者として地域活性化のニーズの高い箇所を厳選してソフト・ハード両面からの支援を実施。</p>				
比較参考値 (諸外国での類似事業の例など)	<ul style="list-style-type: none"> ・水環境整備 中華民国(台湾)の台北近郊の河川において、日本のシステムの設計諸元を使って設計した河川浄化施設が導入され、浄化効果が現れている。 ・自然再生 アメリカやヨーロッパでは政府を中心として盛んに河川復元が行われており、魚類をはじめとした生物の生息環境の保全・復元に大きな役割を果たしている。 ・地域連携 イギリスでは1980年代以降、政府が中心となって「マージ川流域キャンペーン」が展開され、流域の水質浄化や魅力的な水辺環境形成による経済の再興が図られている。 				
特記事項 (事業/制度の沿革、予算の削減に向けた取組み等)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度要求において、すでに前年比約26%減(人件費・事務費を除く事業費ベース)の要求としている。(関連法に基づく取り組みや地域の連携状況等を踏まえて重点化) ・平成21年度において、予算額は前年比約20%減(人件費・事務費を除く事業費ベース)の要求としている。(河川利用の推進のための事業については、支援分野を厳選し、その結果、総合水系環境整備事業の全体的実施箇所数はH20の82箇所から69箇所に絞り込み) 				

※1 予算執行率欄の下段()書は、(支出済額+翌年度繰越額) / 歳出予算現額にて算出した執行率である。

河川環境の整備・保全の必要性

①河川環境に係る法整備

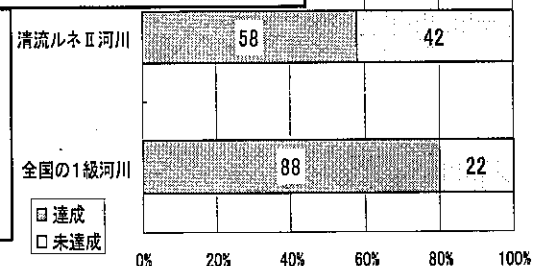
- ・昭和42年
公害対策基本法
- ・昭和45年
水質汚濁防止法
- ・昭和47年
自然環境保全法
- ・昭和59年
湖沼水質保全特別措置法
- ・平成 5年
環境基本法
- ・平成 9年
環境影響評価法
- 河川法改正(目的に環境)
- ・平成14年
都市再生特別措置法
自然再生推進法
- ・平成20年
生物多様性基本法
観光圏整備法

②緊急的な対応の必要性

水環境整備

都市部を中心に依然として汚濁の著しい河川及び湖沼が存在。重点的な取組により水質は改善傾向にあるが、**未だ環境基準の達成は約6割**であり、引き続き関係者と連携した対策が必要。

環境基準達成地点の状況

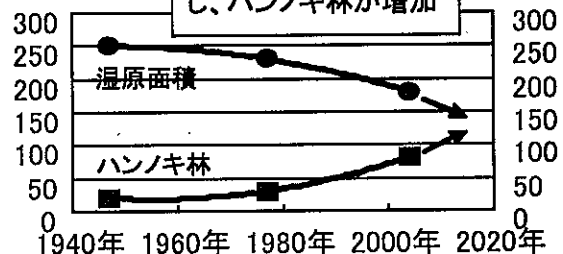


自然再生

流域の開発により釧路湿原の乾燥化が進行し、**イトウなどの絶滅危惧種をはじめとする多くの生物種の保全が急務**。河川管理者として重点的な支援を行い流域の良好な自然環境の回復を目指すことが必要。

釧路湿原

湿原の乾燥化が進行し、ハンノキ林が増加



地域連携

主に都市部において、治水のみの機能を優先させた結果、まちが川に背を向けた状態。観光や地域活性化に寄与する水辺整備について、**河川管理者としてソフト・ハード両面から重点的な支援が必要**。

渋谷川



まちが川に背を向けた状態となっている

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

論点等説明シート (予算担当部局用)

施策・事業名	港湾・漁港・海岸・河川環境整備事業			
予算額	平成21年度当初予算額		平成22年度概算要求額	
	27,085	百万円の内数	20,368	百万円の内数

事業予算についての論点等

1. 「港湾環境整備事業」、「漁村総合整備事業」(うち特に「漁港環境整備事業」)、「海岸環境整備事業」、「総合水系環境整備事業」及び「統合河川環境整備事業」は、それぞれ、港湾、漁港、海岸、河川における環境・景観形成を図るため、環境に配慮した堤防、護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ等の施設整備を図るとともに、一方で就労環境の確保・レクリエーション活動、地域活性化等のための施設(以下「レクリエーション等に係る施設」)も整備することとしている。(資料1)

(参考) レクリエーション等に係る施設(例)

休憩所、便所、運動施設、簡易な遊具、遊歩道、釣り場、水上歩行デッキ、イベントの拠点となる階段護岸、緑地、広場、植栽、水飲場、更衣室・シャワー。

2. レクリエーション等に係る施設の中には、運動施設(バレーボール場・ゲートボール場・ソフトボール場)や遊具、更衣室・シャワー(海水浴用)、緑地・広場、地域活性化等のための水上歩行デッキ(河川)などもあるが、これらは、専ら特定の地域の利用者利便のための施設であり、国民の安全・安心のための堤防、護岸等の施設に比べ、国が関与する必然性に乏しいのではないか。
3. なお、本年度、財務省で実施した「漁港環境整備事業」の予算執行調査によれば、事業で整備した運動施設の利用状況が低位(バレーボール場の年間平均利用日数20日等)なもの、年間100日以上利用されているが地元中学校の部活動など利用者が限られていたもの(ソフトボール場)が見受けられた。(資料2)
4. よって、緊要性、優先順位を考慮して、レクリエーション等に係る施設の全部又は一部を補助対象から除外することにより、予算を縮減することが考えられるのではないか。

(備考)

なお、21年度の執行状況等から、レクリエーション等に係る施設に該当する予算額は全体額のうち10%程度であると推定される。

〈参考資料〉

(資料1) 事業別のレクリエーション等に係る施設の内訳

事業	レクリエーション等に係る施設
漁港	樹木、芝生、生垣、花壇、防潮柵、砂防柵、休憩所、水飲場、便所、排球場、グラウンド、簡易な遊具、海浜、遊歩道、釣り場、屋外拡声装置、警報装置、安全情報掲示板、門、柵、通路、水道、排水、駐車場等
河川	水上歩行デッキ、イベントの拠点となる階段護岸、散策路、桜づつみ、船着場
港湾	芝生・樹木、花壇等の園芸施設、休憩所、水飲場、便所、駐車場、照明施設、運動広場等の運動施設、ジャングルジム・シーソー等の遊具、釣り場、徒渉池、遊歩道・飛石等の散策施設、池、噴水・護岸などの親水施設、時計台、展望台、案内板 等
海岸	安全情報伝達施設、飛砂防止施設、照明、便所、植栽、水飲場、遊歩道、駐車場、進入路、緑地・広場、休憩施設、更衣室・シャワー

(資料2) 予算執行調査の概要(漁港環境整備事業)

調査の視点

- 整備された運動施設が十分に利用されているか。
- 補助対象施設の絞込みを行うこと等により、事業の重点化等を図ることができないか。

調査結果及びその分析

- 運動施設の利用状況
 - ・ 運動施設として、バレーボール場、ソフトボール場、ゲートボール場等の球技場を整備している地区は13地区で利用状況は以下のとおり。
 - ・ 利用者は基本的に地区内住民であった。

	バレー(1地区)	ソフト(2地区)	ゲートボール(8地区)
平均利用日数/年	20日	179日	99日
平均利用人数/日	8人	28人	25日

今後の改善点・検討の方向性

- 運動施設のうち球技場については、年間利用日数が低位なものと、地元中学校の部活動に使用されていること等により年間100日以上利用されているものがあつたが、利用者は基本的に地区内の住民に限られ、整備費も数百万円と比較的少額であり、漁港環境整備として、国が関与する必然性は乏しいと考えられることから、補助対象施設から除くべき。
- また、遊具等その他の補助対象施設についても、上記の観点等を踏まえた見直しを行い、今後は、災害時に拠点機能を発揮する施設等に重点化すべき。

(資料3) 整備状況

<p>海岸環境整備事業(イメージ)</p>		<p>統合河川環境整備事業</p>

